主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨第一点ないし第三点については、原審認定の事実によれば、本件賃貸借の解約につき正当事由があるものとし、右解約に基く家屋明渡の請求は権利の濫用とはいえないとする原判示は相当と認められる。所論は原審の認定と異る事実を前提として右の原判示を争うものである。第四点の所論は何等原判決に影響なき事実につき釈明権不行使の違法を主張するにすぎないものであつて、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとお り判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎